

# 京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案） に係るパブリックコメントの実施について

令和5年1月13日  
京丹後市役所

京丹後市では、2050年カーボンニュートラル及び再生可能エネルギー導入の促進を目指す中、太陽光発電設備の設置と地域環境との調和を目的とする条例案を取りまとめましたので、このことについて広く市民の皆さまから意見を聴取するため、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

## 1. 案件名

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）

## 2. 趣旨

京丹後市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境を確保することを目的として、条例を制定するものです。

## 3. 検討案

- 京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）の概要
- 京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）

## 4. 参考資料

- 【資料1】京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）の解説
- 【資料2】京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）の手続きフロー図

## 5. 意見の提出方法及び記入事項等

- (1) 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール又はメールフォームからお寄せください。

郵便の場合：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市役所 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

ファクシミリの場合：0772-62-6716

電子メールの場合：kankyo@city.kyotango.lg.jp

メールフォームの場合：市ホームページ内パブリックコメントページ内に設置

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、市民環境部生活環境課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。

- (3) 意見には、次の項目を記入してください。

①あて先：京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室あて

②氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

③連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールで意見

をお寄せいただく方は電子メールアドレス

④題名：「京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）」に対する意見

⑤意見：ア 該当項目（検討案のどの部分への意見であるか明記してください。）

イ 意見の内容

ウ 理由

#### 6. 意見の提出上の注意

提出された意見は、氏名等と連絡先を除き公表することがありますのであらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

意見は、日本語で記入してください。

#### 7. 意見の提出期限

令和5年2月3日（金）必着とします。

#### 8. 意見の取扱い

(1) 提出された意見を考慮して内容を検討していく予定です。

(2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ並びに市民環境部生活環境課ゼロカーボン推進室及び各市民局で一定期間公表します。なお、意見に対して個別には回答いたしかねますのでご了承ください。

(3) 意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

#### 9. 問い合わせ先

担 当：市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

所在地：京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地（峰山庁舎）

電 話：0772-69-0240

F A X：0772-62-6716

電子メール:kankyo@city.kyotango.lg.jp